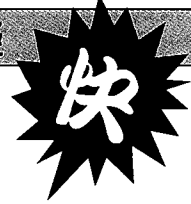


質疑 答講座



Round 55

◎日常の疑問から正しい知識を学ぶ◎

知ってるようで知らない素朴な疑問 プールでの事故と補償!?

今月の回答者

東京本郷合同法律事務所 弁護士 望月 浩一郎 Kouichirou MOCHIZUKI

QUESTION

プールでは、どのような事故が生じているのでしょうか。

ANSWER

他の種目と比較すると水泳における事故発生率は低く、安全なスポーツだとされています。ところが種目別のスポーツ事故判例数では、水泳が一番件数が多い種目です。水泳での事故は、事故が生じる頻度は低いが一度事故が生じると訴訟などの法的紛争に至る割合が高いのです。

水泳の事故が、訴訟などの法的紛争に至る割合が高い理由は、

- ①死亡・重篤な後遺障害を残すという重大事故の比率が高い
②類似した事故態様、類似した事故原因が繰り返されており、事故を回避しなかった施設管理者・指導者の過失が重大であると考えられることが指摘できます。

水泳での事故は、飛び込み事故と溺水事故が全体の3分の2以上を占めます。特に、この2つの事故を防止する対策が必要です。

(1) 飛び込み事故

水深の浅いところで、高い場所から飛び込めば水底に頭部を打ち付け、頭部外傷、頸髄損傷などにより死亡・重傷事故が生じることは容易に予想できます。

海水浴場の水深約1mの場所の水面上1.5mの高さの飛び込み台から飛び込んで負傷した事故について、「飛び込み台が飛び込み台としての性能を保持するよう、又飛び込み台として使用しないときは、これの取り扱いに当たり不測の災禍を生ずることの無いよう注意すべく、もしこれを怠るときは管理の上において瑕疵があったとなすべきである」と管理責任

を肯定した判決(東京高判54年9月15高民7・11・848)があります。

問題は、多くの事故が、水深1.4m以下という「普通」のプールでのスタート台やプールサイドからの飛び込みによる事故です。スタート台があるということは、当然そこからの競泳のスタートに用いることを前提としているのですが、十分な水深がないにもかかわらずスタート台が設置されていたり、プールサイドからの飛び込みを行っている例が少なくないのです。

このような事故について、プールの設置管理の瑕疵(施設の安全性についての施設設置管理者の責任)、飛び込み指導者の責任が問題となります。

かつては、文部省の「水泳プールの建設と管理の手びき・1966年」ないし、財団法人日本水泳連盟の「公認規則」で定める規格にプールの構造が合致することを理由に(大阪地判昭44.11.27判時584-88)、あるいは、当該プールにおいて従前事故が発生していないこと、あるいは同種の規格のプールが多いことなどを理由に(大阪地判昭61.6.20判時1215-104)、施設の安全性に欠けるところはない、としていました。

しかし、近時は、施設が安全性に欠けるという判断が増加しています。水深1mのプールで高さ約47cmのスタート台からの高校水泳部員のスタート事故について、「本件プールは、そのスタート台から大人と同程度の体格を有する高校生が逆飛び込みを行った場合、水深が十分であるとはいえないために、ことさら危険な飛び込み方法でなくても、飛び込みの角度が少し深くなるとか指先の反らし具合等その方法のいかんによっては、頭部等をプールの底に打ち付ける危険性があつたことは否定できない」とし、「本件プールは、原告ら高校生の利用者に対し、少なくともスタート台からの逆飛び込みを全く制限せず利用することを前提とする施設としては瑕疵

があつたものと言わざるを得ない」と判示しています(浦和地判平成5.4.23判時1485-89)。

水深1.1mのプールについても安全性に欠けるとする判決が出ています(大阪地判平7.2.20判タ875-296、金沢地判平10.3.13判時1667-124)。

日本水泳連盟は、スタート事故が多発することから、1979年、1982年、1985年、1987年、1992年の公認規則の改定で順次プールの規格を改定し、プールの最浅水深をより深くし、水深の浅いプールのスタート台の高さを規制してきましたが、1992年の公認規則改正において、スタート台から前方5mまでの水深が1.2m未満の場合はスタート台の設置を禁止しています。

日本水泳連盟は、公認規則改定の経過につき次のとおり説明しています。「今回の『プール公認規則』の改正により国際水泳連盟の規則改正に従って、スタート側前方の水深が1.2m未満のプールではスタート台の設置が認められなくなったことに奇異の念を抱かれた向きも少なからずあつたと思われるが、実のところこうした考えはアメリカにもあつて、水深0.6m以下のプールではプールサイドからの飛び込みを禁止しているのが一般的のようである。(略)水深1.2mは決して安全の基準ではない。しかし、水深2.7m以上(注:コンピューターのシミュレーションで事故を完全に回避できる水深)のプールを規則で強制することは、余りにも現実離れしているための妥協に過ぎない。」とし、公認規則の規格は、「絶対的な安全基準ではなく」「競技会を開催する上での『当面の画一的な最低基準』」であるとしています。

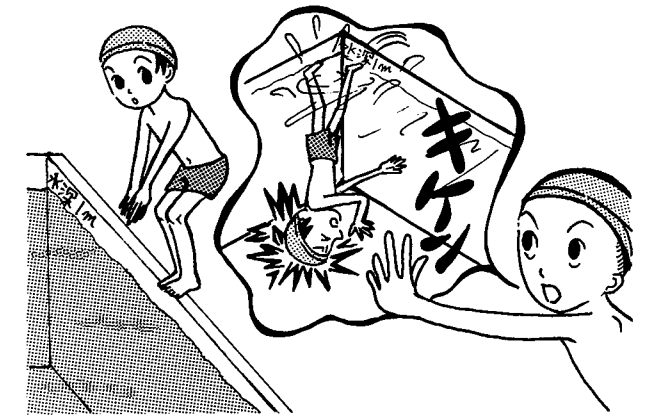
競技に参加する技量の者を対象とした最低基準の安全性が水深1.2mということであり、飛び込みを行う者の体格・技量に応じて安全性はより高度に求められるというべきであり、到達水深が浅いスタートを安定的に行えるような技量を修得していない者を対象とした場合、水深1.2mでは安全性は確保されているとは認められません。

プールでの飛び込み(スタート)の可否については慎重な判断が必要です。

(2) 溺水事故

水泳では溺水の危険は常にあります。呼吸飢餓感(呼吸しなくても苦しさを自覚しないこと)のない溺水など、泳ぎが上手な人であっても溺れることがあるので利用対象者の技量にかかわらず、溺水対策を整えることが必要です。

溺水の場合には、脳にダメージを与える前の救出一溺水から4分以内の救出が必要です。監視体制を整え、溺水者をす



みやかに発見、救助できるようにし、効果的な蘇生方法がとれるようにすることが必要です。

大人用と子ども用プールが併設されている施設で7歳の児童が大人用プールで溺死した事件において、「本件プールの利用の安全を確保するためには、少なくとも監視員を2名ないし3名配置し、常時プール利用者を監視して事故の発生を遅滞なく発見し救助しうる体制を整えておく必要があつた」として設置管理の瑕疵を認めています(大阪高判74.11.28判時773-97)。

溺水後の救助体制と並んで、その後の蘇生措置についても日頃から研修を積んで的確な措置を取れるようにしておくことが必要です。現実には、救助後の蘇生措置が適切か否かが訴訟上問題となったケースもあります。

プールの構造が溺水の原因になる場合があります。一つは排水口への吸い込まれ事故です。

中学校プールのプール底に設置された循環浄化装置の排水口(環水管)の鉄蓋がはずれていたため、生徒が足を吸い込まれ脱出できず溺死した事件において、「鉄蓋が生徒の力で移動され、排水口が開いてしまうことのないよう、鉄蓋をたやすく移動しないように設計しなかつた」「鉄蓋が移動しているままで本件プールを使用させた」ことを管理の瑕疵であつたとしました(京都地判昭48.7.12判時755-97)。

もう一つは、水深の異なるプールでの事故です。

深浅二つの部分に分けられ、深部の水深が約1.4m、浅部の水深が約1.0mの中学校と小学校との共用施設であるプールで、体育の授業を受けていた小学校6年生が溺死した事件において、水深の異なる部分を明示しておかなかつたことを施設の瑕疵と認めています(松山地西条支判昭40.4.21下民集16-4-662)。

EMA セミナー 2001年7~8月の開催

●CPR BASICコース/7月8日(日):札幌市中央区 7月15日(日):東京都中央区 7月15日(日):大阪市港区
7月20日(金・祭):名古屋市中区 7月29日(日):仙台市青葉区 7月29日(日):福岡市中央区

●CPR ADVANCEDコース/7月20日(金・祭):東京都中央区 ●E.C.コース/8月18・19日(土・日):東京都中央区

●BASIC INSTRUCTORコース/7月21・22日(土・日):東京都中央区

\*講習時間等は下記までお問い合わせください。 \*なお、当協会でのCPRセミナーは、(財)日本エアロビクフィットネス協会A.D.I.の教育カリキュラムになります。新規受講で2単位、資格継続で1単位の取得となります。



国際救命救急協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-27-7 日興パレス日本橋302
TEL. 03 (3553) 9911 FAX. 03 (3553) 9690
U L R http://www.i-e-m-a.org E-mail info@i-e-m-a.org

スポーツ医学基礎講座2

優れたトレーニングを支えるしっかりした基礎をつくるための本

レジスタンス・トレーニング

その生理学と機能解剖学からトレーニング処方まで
石井直方 東京大学大学院生命環境科学系教授 著

定価3,150円 (本体3,000円) B5判 192頁

お求め方法
お電話またはFAX、Eメールにてご注文下さい(送料別)。その他、お問い合わせは右記までお気軽にどうぞ。

目次

- 第1章 レジスタンス・トレーニングの生理学・解剖学的基礎
第2章 レジスタンス・トレーニングの機能解剖学
第3章 レジスタンス・トレーニングの処方
第4章 レジスタンス・トレーニングの実際
第5章 レジスタンス・トレーニングの健康
★付録/レジスタンス・トレーニング精選60種目

(有)ブックハウス・エイチディ TEL.03-3372-6251
FAX.03-3372-6250
〒164-8604 東京都中野区弥生町1-30-17 E-mail:bhhd@mx.d.mesh.ne.jp